

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 7-1163

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-104）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて<u>1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日</u>が<u>90日</u>を超える場合には、その勤務しなかつた<u>期間</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の160</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の</u></p> | <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u></p> <p>(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた<u>期間</u>が<u>30日</u>を超える場合には、その勤務しなかつた<u>全期間</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の180</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の</u></p> |

| | |
|---|--|
| <u>200)</u> | <u>220)</u> |
| (2) 再任用職員 <u>100分の75</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の95</u>) | (2) 再任用職員 <u>100分の85</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の105</u>) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則（第14条の改正規定に限る。）による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。